

寝屋川市指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寝屋川市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し、その事務を適正に処理するため必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定基準)

第2条 指名業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 当該工事に対する地理的条件
- (2) 手持工事の状況
- (3) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (4) 当該工事施工についての技術的適正
- (5) 官公署における工事实績
- (6) 工事成績
- (7) 技術者の状況
- (8) 業種の希望順位
- (9) 営業活動状態

2 次の各号に掲げる工事については、前項の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事

3 寝屋川市請負業者資格審査委員会から請負業者として不適当であるとの通知があった建設業者については、指名しないものとする。

(指名業者数)

第3条 指名競争入札の場合において指名業者数は、おおむね次の基準によるものとする。

設 計 金 額	指名者数
130万円以上 1,000万円未満	5人以上

1,000 万円以上 3,000 万円未満	6 人以上
3,000 万円以上 9,000 万円未満	7 人以上
9,000 万円以上	8 人以上

(委任)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。